

春日部市中心市街地まちづくり審議会条例

(設置)

第1条 春日部駅付近連続立体交差事業及び関連都市計画事業と一体となったまちづくり（次条において「中心市街地まちづくり」という。）を推進するため、春日部市中心市街地まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、中心市街地まちづくりに関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公共交通に関する事業者
- (5) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(意見聴取等)

第8条 審議会又は専門部会は、審議のため必要があると認めるときは、審議会及び専門部会の委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部鉄道高架整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----------------|--|----|------------|-------------|--|----|------------|
| 別表第1（第1条関係） | | | | 別表第1（第1条関係） | | | |
| 職名 | | 報酬 | | 職名 | | 報酬 | |
| 観光振興審議会委員 | | 日額 | 5,200 円 | 観光振興審議会委員 | | 日額 | 5,200 円 |
| 中心市街地まちづくり審議会委員 | | 日額 | 5,200 円 | | | | |